

雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）を利用していた場合の申請期限にご注意ください

雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置は、令和5年3月31日をもって終了しています。雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）を利用したことがあり、令和5年3月以降も引き続き休業等を実施した場合の申請期限については、下記のフローチャートをご確認ください。

雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）を利用した休業等の初日（対象期間初日）が、令和4年4月1日以前である

はい

いいえ

【対象期間末日について】

令和5年3月も休業等を実施した場合、令和5年3月31日となります。

【申請期限について】

対象期間末日までの最後の判定基礎期間分は

令和5年5月31日まで※（必着）

です。

※ 賃金締め切り日により令和5年6月が申請期限となる場合があります。詳細は下記「最後の判定基礎期間について」をご確認ください。

【対象期間末日について】

対象期間初日から1年後の日となります。生産指標10%減等の支給要件を満たせば、令和5年4月以降も対象期間末日まで支給を受けることができます。

【申請期限について】

対象期間末日を含む判定基礎期間の申請期限については、下記「最後の判定基礎期間について」をご確認ください。

申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。

郵送又はオンライン申請による場合は、上記の日までに支給申請書等が労働局・ハローワークに**到達**していなければなりませんので、ご注意ください（オンライン申請の場合は、申請期限内に送信）。

最後の判定基礎期間について

最後の判定基礎期間については、賃金締め切り日や最終休業日にかかわらず、**一律に対象期間末日まで**となります。対象期間末日が令和5年3月31日である場合、令和5年4月1日以降も休業を実施した場合であっても、助成対象となるのは令和5年3月31日までに実施した休業等のみとなります。

対象期間末日が令和5年3月31日で、末日締めの実業所の例：

判定基礎期間

令和5年2月1日～令和5年2月28日

申請期間： 令和5年3月1日 ～ 令和5年4月30日

判定基礎期間（最終）と同時に申請する場合は、令和5年5月31日まで

判定基礎期間（最終）

令和5年3月1日～令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日

対象期間末日が令和5年3月31日で、10日締めの実業所の例：

判定基礎期間

令和5年2月11日～令和5年3月10日

申請期間： 令和5年3月11日 ～ 令和5年5月10日

判定基礎期間（最終）

令和5年3月11日～
令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日

判定基礎期間（最終）

令和5年2月11日 ～ 令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年6月12日

判定基礎期間（最終）の初日の2か月後の日から起算して、2か月以内
※支給申請期間の末日が行政機関の休日に当たる場合、翌開庁日を申請期間の末日とみなします

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9：00～21：00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク